

第 63 回環境社会学会大会（オンライン）

自由報告 要旨集

タイムテーブル

6月13日（日） 9:00~12:00

<自由報告部会>（※今回、実践報告はありません）

司会 古屋将太（環境エネルギー政策研究所）、土屋雄一郎（京都教育大学）

自由報告 1 SDGs を<大衆のアヘン>から、グローバル企業権力に贈られた<トロイの木馬>にできるか？

——グローバル資本主義システムの正統化危機における地球環境問題の構図
岡野内正（法政大学）

自由報告 2 環境問題を扱う文理融合・超学際型の研究実践の類型化

大谷通高（総合地球環境学研究所）・太田和彦（南山大学）

自由報告 3 中国の廃品回収業参入に関する探索的検討

前田 豊（信州大学）・金太宇（関西学院大学）

自由報告 4 河川の水は誰のものか？ ——イラン・ザーヤンデルードの水利権と正当性をめぐる言説と実践からの検討

西川優花（日本学術振興会・日本貿易振興機構アジア経済研究所）

自由報告 1

SDGs を〈大衆のアヘン〉から、グローバル企業権力に贈られた〈トロイの木馬〉にできるか？：グローバル資本主義システムの正統化危機における地球環境問題の構図

岡野内 正（法政大学社会学部）

1. SDGs 全面否定論：「大衆のアヘンだ！」

齊藤（2020）は、「政府や企業が SDGs の行動指針をいくつかこなぞったところで、気候変動は止められないのだ。SDGs はアリバイ作りのようなものであり、目下の危機から目を背けさせる効果しかない」（齊藤 2020：4）として、SDGs が「資本主義の辛い現実が引き起こす苦悩を和らげる……大衆のアヘン」（同上）だとした。そして、資本主義システムのもとのグリーン・ニューディールおよび脱成長の困難、さらに、気候正義を梃子として脱成長コミュニズムを求め社会運動の必要を論証し、同書は 2021 年春までに 16 万部を売り上げたとされる。

SDGs を貫く資本主義システムの論理への批判は貴重なものであり、おおむね同意できる。だが、批判は抽象的レベルにとどまり、グローバル企業権力支配の具体的な様相に及んでいないという限界がある。その結果、グローバル市民社会（「合意が生まれ出される過程であり、個人が政治的・経済的権威の中核と交渉したり、戦ったり論争したりする場」（Kaldor 2007=2011:209））においてグローバル企業権力と人権・環境 NGO との間での厳しい論争・対峙の中から生まれた SDGs をアヘン扱いすることには同意できない。それは、マルクスが『資本論』第 1 巻で詳細に描いた 19 世紀半ばまでのイギリス工場法を、大衆のアヘンとするに等しい。グローバル市民社会における「権利のための闘争」との連携がなければ、脱成長コミュニズムに向けた社会運動のほうむしろ、市民社会に背を向けた大衆のアヘン＝新興宗教となってしまう危うさを持つと言わねばならない。

2. SDGs への違和感：「すり替えだ！」

ここまでの全面否定ではないが、「複雑で多岐にわたり、地球上の諸地域で多様に発生している諸問題を、SDGs のように総花的なゴールやターゲットにすり替え、地球上の誰一人としてこれらの達成から取り残さないと根拠なく宣言する予定調和的オプティミズムに対する違和感」（池田 2019：12）は、小学校から大学までの教育機関、図書館、自治体、企業などの SDGs への取り組みの強化につれて、むしろ広まっているかに見える。

この違和感は、「世界経済を一握りのグローバル企業が動かして」いる「21 世紀の現実の世界を国連中心の皮相な平和主義で隠蔽することに対する」（同上）ものとも表現されるように、生活世界の目線でシステムへの不信を鋭く表明するものとしては貴重である。しかし、持続不可能な人類社会のシステムに内在してシステム転換への具体的な展望が描かれないうえ、このような違和感は、国連と SDGs の取り組みを大衆のアヘンだとする SDGs 全面否定論に吸収されることになるだろう。

3. SDGs チャンス論：「だめなりに画期的だ！」

これに対し、蟹江（2020）、南・稲葉（2020）、古沢（2020）は、NGO(市民社会組織)が連携してグローバル企業権力と対峙した国連の場での SDGs 決定過程に関する参与観察を含む史的分析を踏まえて、その画期的性格を強調する。そして、地球環境問題の解決を含む人類社会の大転換に SDGs を活用できると評価する。SDGs は強制力を持たない決議にすぎないが、それでも各国政府のみならずグローバル企業までも含めて経済成長主義を脱却することを正統化し、地球

と人類の繁栄が平和と相互協力のもとで実現されるような人類社会へのシステム転換を掲げ、検証可能な具体的な指標を決定し、達成度をチェックして公表する仕組みを作ったことは大きな前進だとする。SDGs は、グローバル市民社会でエコロジック・ヒューマニズムを掲げる NGO がヘゲモニーと取ってこれまでの人類社会の仕組みを転換するチャンスだというわけである。

ただしそこでは、現行のグローバル資本主義システムにおけるグローバル企業権力支配の構造が掘り下げられ、具体的なシステム転換の展望が示されているわけではない。したがって、前述の SDGs 全面否定論に反論し、違和感の根源を説明することで論理的に包摂できてはいない。

4. 報告者の見解：「トロイの木馬になれるかの瀬戸際だ！」

このような SDGs 評価の分裂・対立は、SDGs を決定せざるを得ないほど貧困問題と地球環境問題とが複合して深刻化したグローバル資本主義システムの正統化危機のもとで、グローバル市民社会においてグローバル企業権力と反企業権力が対立する構図を描くことで止揚できる。

報告者は、2015 年の国連決議『アジェンダ 2030』を、地球規模のエコロジック・ヒューマニズムを「誰も取り残さない」原則とともに掲げ、ごまかしのない数値目標を含む SDGs を決定した点で、国連による非暴力の地球防衛戦争の宣戦布告と見る。しかしそこでは、地球規模の環境問題と貧困問題の原因であるグローバル企業権力の支配の仕組みが触れられておらず、敵の姿が明確でない（岡野内 2020）。

2015 年以降、国連と諸国民国家は、ナショナル及びローカルなあらゆるレベルの政府機関、教育・文化機関、メディア、そして巨大企業から零細企業までを動員し、前例のない人類社会規模の上からの社会運動として SDGs 達成運動を推進し、グローバル企業は、ビジネス・チャンスとして SDGs 市場を活用している（同上）。SDGs 達成は、2019 年末にすでに危機的状況にあることが明らかになり、その後のコロナ・パンデミックによってそれは強まった。合理的計画である SDGs の失敗は、諸国民国家と国連による合理的支配の正統性を危機に陥れる。それゆえ、各国政府と国連は、SDGs 達成のために、グローバル企業権力の支配の仕組みを問題にせざるをえなくなる。2020 年 8 月に UNDP と世界銀行がグローバルなベーシックインカムのようなラディカルな手段を用いた SDGs の達成を政策オプションとして公認するなど、その兆候はすでに現れている（岡野内 2020 ; 2021）。

SDGs を<アヘン>として拒否するのではなく、それを市民社会がグローバル企業権力に贈った<トロイの木馬>にできるかが問われている。

[文献]

池田寛二, 2019, 「サステナビリティ概念を問い直す——人新生という時代認識の中で」『サステナビリティ研究』(9):7-27.

岡野内正, 2020, 「コロナ・パンデミック後の地球防衛戦争——SDGs か、宇宙開発か？」上、下『アジア・アフリカ研究』60(3) 1-25; 60(4)1-24.

岡野内正, 2021, 『グローバル・ベーシック・インカム構想の射程——批判開発学/SDGs との対話』法律文化社。(6 月刊予定)

蟹江憲史, 2020, 『SDGs (持続可能な開発目標)』中央公論新社.

Kaldor, Mary, 2007, *Human Security: Reflections on Globalization and Intervention*, Cambridge: Polity Press (山本武彦他訳『「人間の安全保障」論—グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局、2011 年).

斉藤幸平, 2020, 『人新世の「資本論」』集英社.

古沢広祐, 2020, 『食・農・環境と SDGs——持続可能な社会のトータルビジョン』農山漁村文化協会.

南博・稲場雅紀, 2020, 『SDGs——危機の時代の羅針盤』岩波書店.

自由報告 2

環境問題を扱う文理融合・超学際型の研究実践の類型化

—広報誌『地球研ニュース』を資料とした総合地球環境学研究所の研究実践の分析—

○大谷通高（総合地球環境学研究所）・太田和彦（南山大学）

*研究関心

本研究の目的は、環境問題を扱った文理融合・超学際型の研究様式を類型化することにある。環境問題のような複雑な社会的課題の解決には、自然科学分野と人文・社会科学分野との学際的連携のほかに、アカデミア以外の多様な関係者（企業や行政、地域住民などを含む各種ステークホルダー）との協働が必要とされている。こうした研究様式は「トランスディシプリナリー研究 (Transdisciplinary Research; TDR、超学際研究)」(以下、TD 研究)と呼ばれており、近年、この研究様式は各国の研究機関でその取組みが開始され、実際の社会課題の対処においてその重要性が指摘されている (OECD 2020)。しかし、TD 研究の定義や実践には多様な形があり、その方法論、評価方法については、現在も体系的な整理が行われている状況で、いまだその全容が不明瞭なものとなっている。

本研究は、環境問題を扱う文理融合型の超学際研究について、その研究様式を把握するにあたり、総合地球環境学研究所 (以下、地球研と略す) の初期の研究プロジェクトの 5 つの研究実践を参照する。その様式把握の類型化を通じて環境問題を扱った文理融合・超学際型の研究の促進に資することを旨とする。

*本研究が対象とする総合地球環境学研究所について

地球研は、2001 年 4 月に文部科学省の大学共同利用機関のひとつとして、地球環境問題の解決に向けた総合的な学術分野の創出を目的として設立された国立研究機関である (桃木・和田・中静 2002)。環境問題を扱う研究機関は数多くあるが、地球研を考察対象とするのは、設立当初から「地球環境問題の根源は、人間の文化の問題である」と位置づけ、文理融合・超学際型の研究活動を行っている点にある。また、地球研の特徴として、5 年間の「研究プロジェクト方式」による問題解決型の研究を展開している点があげられる。2001 年の発足時から、現在に至るまで研究を終えたプロジェクトは 36 (2021 年 5 月現在) あり、10 のプロジェクトが現在進行中である。

*方法

本研究では、地球研の広報誌である『地球研ニュース』の記述から、その研究実践の様式の類型化を行う。『地球研ニュース』(2006 年に発刊) は、所の活動について不特定多数の人に向けた無料の逐次刊行物 (年 4~6 号を発行) であり、広報誌としての役割を果たしている。編集委員は、所の研究員たち数名で構成されており、1 号あたり 12~16 ページほどの量で A4 サイズのフルカラーの印刷冊子としてある。主として①地球研主宰のイベント、②研究プロジェクトの紹介・成果報告、③職員らの紹介や鼎談企画、④研究や科学技術の動向などが掲載される。1 号あたりの発行部数は 3000 部ほどで、共同研究者や大学・研究機関、所の OB や研究協定先、関係行政や地域の協力者などに配布されており、2021 年現在までに 84 号が刊行されている。

本発表が地球研の研究実践の類型化にあたり『地球研ニュース』を資料として用いる理由

として、広報誌の持つ特性がある。企業の広報誌を研究する三島（2016）は、商業誌や IR や CSR レポートとの比較した場合の広報誌の特性の一つに編集方針に研究所の独自性が打ち出されやすいことをあげている。実際に、『地球研ニュース』では年報などの他の媒体と比べて研究所の理念や目的、研究、活動などが、所内外の人間の関心や好意を醸成する形で記述されており、研究所ならびに研究プロジェクトの独自性や特色が出されている。特に研究プロジェクトの研究実践に関する記事においては、多岐に渡る研究活動が簡潔な形で、かつプロジェクトの研究実践の強みや意義を前面に紹介するものとなっており、研究実践を把握する上で重要な媒体として位置づけることが可能である。

今回の報告では、地球研の初期の研究実践として所の設立当初に立ち上げられた 5 つのプロジェクトの研究実践を対象とし、それらプロジェクトの研究実践がニュースレターで紹介されている記事（地球研の第一期にあたる『地球研ニュース』の 1～10 号まで）の内容を分析して、研究実践の類型化を行った。

*結果と考察

『地球研ニュース』の 10 号までの記事の内容分析から、環境問題を扱った文理融合・超学際型の研究様式として、①「データ構築型」、②「地域参入型」、③「歴史・環境史型」の 3 つを類型化した。一つ目のデータ構築型では、特定の自然科学データを構築しそのデータセットの分析を軸に、対象とする環境問題の解決を図ることに研究の目的・意義が据えられている。二つ目の地域参入型は、研究実践で得た情報（自然環境情報を含む）をもとに、当該地域の環境問題解決にむけた技術や取り組みの実装が研究者の積極的な介入のもとでなされる。三つ目の歴史・環境史型は、生態史的な観点から自然科学的データと文献調査から過去の社会組織の移行における環境の影響および環境変動要因を探るものとなっている。これらの類型をもとにした、地球研内外の文理融合・超学際型の研究プロジェクトの方法論、評価方法の整理を行った。

*謝辞 本分析にあたっては、熊澤輝一氏（総合地球環境学研究所）から多くの教示をいただいた。記して謝意を表する。

*参考文献

- 三島万理、2016。「広報誌を読む」、『文化学園大学紀要』、文化学園大学、47：83-96。
- 桃木暁子・和田英太郎・中静透、2002。「総合地球環境学研究所の発足とその活動」、『日本生態学会誌』、日本生態学会、52(3)：385-388。
- OECD, 2020. "Addressing societal challenges using transdisciplinary research", OECD Science, Technology and Industry Policy Papers, No. 88. (=国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター、2020。「日本語仮訳：トランスディシプリナリー研究（学際共創研究）の活用による社会的課題解決の取組み」国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター）
- 総合地球環境学研究所研究推進センター 編、2006-2007.『地球研ニュース』、総合地球環境学研究所広報委員会、(1-10)。

中国の廃品回収業参入に関する探索的検討

前田豊（信州大学）・金太宇（関西学院大学）

1. 背景と目的

計画経済から市場経済への移行，そして消費社会化が一層進展する今日の中国社会において，日々大量に発生する生活廃棄物の処分は喫緊の政策的課題である．この課題に対し，中国政府は「減量化」「無害化」「資源化」の三原則を軸とする政策の実施を漸次進めている．なかでもリサイクルシステムにおいては，行政視点からの廃品回収業の可視化・管理下を狙いとする「再生資源回収管理法」の導入が進められてきた（北川編 2012：110）．当法は回収業務の許可制度を定めたものであり，認可を受けた正規の回収業に対しては回収活動の制度上の保障を与える一方で，非正規回収業を処罰の対象とみなし，強制的な移動や活動禁止といった行政処分も行われる．しかし，こうした非正規回収業への罰則があるにもかかわらず，依然として多くの人々が行政の管理下から外れ，脆弱で不安定な非正規の回収業に従事している．

行政からの排除の対象に甘んじなければいけない非正規回収業に，どのような人々が，なぜ携わっているのだろうか．この問いに対しては，非正規回収業がインフォーマルセクターであるがゆえに，中国全土を母集団とする正確な公的統計は存在しておらず，また例えば EASS など入手可能な社会調査データには回収業を理解するに十分な変数が含まれてはいないため，これらの調査・統計データからアプローチすることは難しい．また，瀋陽市の事例を検討した金（2017）などの特定地域に限定した質的調査の成果が一定数蓄積されているが，地域を限定せずに包括的に検討した試みは管見の限り存在しない．

そこで本報告では，回収業を扱った新聞記事・（学術）論文に注目し，それらで報告されている事例を対象とした質的比較分析（QCA）の適用から，非正規回収業の実態を理解する上で最も基礎となる参入条件に関する経験的事実の導出を試みる．都市における回収業に対しては，学術的な関心に加えて市井からの関心も集まっており，各地域の回収業を扱った中国語の新聞記事・論文が一定数刊行されている．これらの新聞記事・論文で報告されている回収業の事例は，広域の回収業を捉える貴重な一次資料に他ならない．また，QCA は複数の事例を体系的に比較することで，関心のある結果が生じるための条件組み合わせを析出する方法である．本報告では基礎的な属性として，年齢，学歴，戸籍の 3 つの条件を取り上げ，非正規回収業参入に関わる条件組み合わせの析出を行う．

2. データセットの構築

分析対象となる事例の抽出にあたり，まず中国における最大規模の論文検索サイト「知網」を利用し，「回収者・人」「拾荒者・人」などの回収業に対応する用語をキーワードとして，2004 年から 2018 年の期間中で該当する論文・新聞記事の網羅的な検索を行い，23 件の論文・新聞記事を抽出した．これらの論文・新聞記事にて報告されている 36 人の男性事例を抽出し，結果に相当する回収業の正規／非正規の区分，そして，条件に対応した年齢，学歴，戸籍の 3 つに関する情報を確認した．各条件についての記載がない事例に関しては，学歴以外の条件には欠損値を割り当て，学歴の条件には回帰代入法で対応した．リストワイズで欠損値を処理した結果，33 の事例から構成されるデータセットを得た．

表 1 真理表

条件組み合わせ No	年齢 A	学歴 E	戸籍 F	結果 O	事例数
1	0	0	0	?	0
2	0	0	1	1	1
3	0	1	0	?	0
4	0	1	1	1	11
5	1	0	0	?	0
6	1	0	1	0	1
7	1	1	0	1	2
8	1	1	1	1	18

※年齢：1=40歳以上（中・高齢層），0=40歳未満（若年層），学歴：1=義務教育レベル，0=義務教育より上 戸籍：1=農民戸籍，0=都市戸籍，結果：1=非正規，0=正規。なお，No4・8の条件組み合わせで矛盾する条件組み合わせが発生したが，ここで結果を1に設定している。?は論理的残余項を表している。

3. 分析の結果

表 1 に示した真理表から，非正規回収業 O への参入に関する解（最簡解）は次の式で表すことができる。

$$a + E \Leftrightarrow O.$$

a が「40歳未満（若年層）」， E が「義務教育レベル」を示している。解を敷衍すれば，非正規回収業への参入条件として，「40歳未満」であること，もしくは「義務教育レベル」であることの 2 つの経路が存在していると理解することができる。とりわけ，以下の表 2 に示した被覆度の値から「義務教育レベル」が非正規回収業への参入において重要な条件であると判断することができる。

項	粗被覆度	固有被覆度
a	0.367	0.033
E	0.967	0.633
解被覆度	1.000	

4. まとめ

以上の分析から，非正規回収業への参入には，社会経済的地位である学歴とデモグラフィックな属性である年齢が関係しており，とりわけ学歴の低さが重要な条件であることが明らかとなった。しかし，以上の QCA の結果からは，なぜ若年層であること，そして学歴の低さが非正規回収業への参入につながるのか，といったメカニズムが明らかとなっていない。この点について，報告時には「複雑性の漏斗」（Rihoux and Lobe 2009）のアイデアを援用し，QCA の対象となった新聞記事・論文で報告されている事例に立ち返りつつ，そのメカニズムについて補足的な検討を行い，今後の課題について議論する。

参考文献

- 金太宇，2017，『中国ごみ問題の環境社会学：〈政策の論理〉と〈生活の論理〉の拮抗』昭和堂。
- 北川秀樹編，2012，『中国の環境法政策とガバナンス—執行の現状と課題—』晃洋書房。
- 前田豊・金太宇，2019，「中国における廃品回収業への参入条件」『関西学院大学社会学部紀要』131：129-137。
- Rihoux, Benoit, and Bojana Lobe, 2009, “The case for qualitative comparative analysis (QCA): Adding leverage for thick cross-case comparison.” David Byrne eds., *The Sage handbook of case-based methods*: SAGE Publications, 222-242.

河川の水はだれのものか？

—イラン・ザーヤンデルードの水利権と正当性をめぐる言説と実践からの検討

西川優花（日本学術振興会・日本貿易振興機構アジア経済研究所）

1. はじめに

イランをはじめとする西アジア地域や中央アジア地域などにまたがるユーラシア乾燥地帯では、アラル海の枯渇に表象されているように、現在苛烈な水不足に直面している。深刻な水不足に直面した集落においては、生活を維持することが困難となり、むらの住民が移動を選択せざるを得ない状況が発生してきている。本研究で対象とするイラン・エスファハン州を貫流するザーヤンデルード川の下流域においても、この早魃によって 10 万人の農民が失業状態に陥ったと言われている(Flotz2002)。ザーヤンデルードの下流域は、乾燥地に位置しながらも河川水の利用が可能であったために歴史的に農業を生業として成立してきた地域であるが、早魃の影響により、当地では河川の水利権をめぐる 2000 年以降断続的にエスファハン州と住民との間で時には武力を伴う抗議行動が断続的に発生している。

抗議活動において、下流域の農民たちは「私たちの水利権」という言葉をしばしば主張する。しかし、彼らの主張する「水利権」とは、一体どのようなものであり、彼らはそれほどのような正当性を見出しているのだろうか。本研究ではまず、そもそもイランにおいて水が誰のものとされてきたのかについて先行研究の整理を行う。その上で、ザーヤンデルード流域の水利権をめぐる展開される言説や、灌漑実践などの水利慣行についてフィールドワークの結果をもとに検討することで、彼らにとっての「水利権」およびその正当性とは何かについて明らかにすることを目的とする。

2. イランにおいて水は誰のものとされてきたか

1960 年代にパフラヴィー朝によって農地改革が進められるまで、イランにおいて水はそれぞれの共同体によってその利用と管理とが定められている場合が大半を占めていた。水は基本的にその水源や水路を開発した人のものであった。特にカナートや地下水により灌漑をしていた共同体についてがこれにあたる。一方、河川については河川規模によって水利権の扱いが異なり、本研究において扱うザーヤンデルードについては、3. にて詳述する。

農地改革以前のイランでは、大部分の農村が地主小作制の支配下に置かれており、農民はまれなケースを除き、地主の労働者として所有されている状況であった(大野 1971)。つまりそこでは水は私的に所有されていたものの、水利慣行については共的な実践を必須とするものであった。1962 年に農地改革が実施され、地主の弱体化、農業の近代化と効率化がめざされるなかで、農民たちは土地と水利権を得て小農として農業を営む主体となった。続く 1979 年イスラム革命およびイラン・イラク戦争により、自給自足経済が政府により目指されるなかで農業が奨励されたが、農民たちは水源の維持ではなく無認可井戸の掘削と地下水利用を加速し、共的な水利慣行は消失していったとされている。

3. ザーヤンデルード流域の水利権と水利慣行

上述のような水利権をめぐるイラン乾燥地農村の辿ったプロセスと異なり、ザーヤンデルード流域についてはサファヴィー朝がエスファハンを首都として制定した際に正式な水

利慣行として文書として公布された（Lambton1937）水利慣行を近現代も継続して実践してきた。この文書によると、流域全体が 33 の水利権の持分に分けられ、さらにこの 33 の水利権が流域に存在する受益農村、そして土地を持つ個々の農民に細分されていく仕組みとなっている。またこの文書には水利慣行を取り仕切る存在としてミーラーブ（水番）とその仕事が定められており、水をめぐる論争や抗議が起きた際に調停を行うことなどが定められている。この水利慣行と水利慣行については、現在も有効であるものの、水とその国有化法の制定や、1970 年のザーヤンデルードダムの建設や、2000 年代に施行された流域の州間管理政策、水資源量の減少などの経緯を経て、少なくとも下流域においては水利慣行と水利権との認識と実践に混乱が生じている状況にある。

4. 下流域住民にとっての水利権：抵抗言説と水利慣行の実践を通じた正当性の付与

以上のような状況に対して、河川下流に生きる人々はどうのように正当性を獲得しようとしてきたのかを明らかにするために参与観察および聞き取り調査を行なった。調査の結果、下流域の農民たちは、3.に上述した水利文書や、イスラム革命後のイラク戦争時に輩出した殉教者をもとに水利権の正当性を求めていることが明らかになった。また、イラン社会の変容や他の乾燥地農村における水源の置換などに接しつつも、河川下流域では水番の制定や共的な水源維持の活動などの従来水利慣行を現在も継続して実践してきていることについて、彼らが公平な水分配を主張する根拠としていることが明らかになっただけでなく、現在も継続されている共的な水利慣行の実践が、抗議行動の原動力ともなっていることも見えてきた。その他、水利権をめぐる言説を精査したことにより、彼らは水利権が遵守されない要因を上流域に暮らす人々やダム建設の影響として受け止めていることも見えてきた。

5. おわりに

河川下流に暮らす農民たちにとって、水は生活と生存に直結する命綱である。しかし、イラン全土における水資源量の急速な減少も相まって、現在のザーヤンデルードの水利用と水利慣行をめぐって混乱が生じており、従来水利権通りの水分配は行われていない状況にある。現在のザーヤンデルード下流域は、地理的な条件や社会的背景を鑑みると農業以外の生業の成立が困難な状況にあり、水をめぐって現在の状況が長引けば、地域そのものの維持が困難となってゆくことが予測される。下流域の事例からは、個々の地域の水利用の歴史的経緯や水利用の正当性の根拠、さらに地理的・社会的条件などを踏まえながら流域全体における水利権の調整および合意の形成が早急に必要であることが確認された。

Flotz R (2002) “Iran’s Water Crisis: Cultural, Political and Ethical Dimensions”, *Journal of Agricultural and Environmental Ethics*, 15, pp.357-380

Lambton A.K.S (1938) “The Regulation of the Water of the Zayandeh-rud”, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 9, Cambridge University, pp.663-673

大野盛雄 (1971) 『ペルシアの農村-むらの実態調査-』 東京大学出版会